

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで郡上市の農林業経営をはじめ、スキー産業の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については、軽油引取税(1ℓあたり32円10銭)を免税するという制度で、農業用機械や高性能林業機械、スキー場ゲレンデ整備用圧雪車や降雪機、倉庫で使うフォークリフト及び重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請をすれば免税が認められてきた。

この免税軽油制度が廃止されれば、今でさえ困難な農業、林業、スキー場経営に大きな負担となることは避けられず、本市の農林業、観光産業など経済全般に大きく影響することが危惧される。特にスキー場は農閑期の雇用を支える場所でもあり、地域住民の日常生活への影響に懸念を抱くところである。この制度は、地域活性化と雇用促進、スポーツの振興の観点からも有効であることから、その継続が強く望まれている。

よって、国においては、農林業や観光など幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月5日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣